

09891P-00

2022

年度版



よくわかる 社労士

合格するための

過去10年 本試験問題集

3 健保・社一

TAC社会保険労務士講座・編著

合格テキストに完全準拠!



科目別

項目別

過去問10年分で
知識を完璧に!

1肢ごとにわかりやすい解説つきで知識が深まる!

しかも!
速習に
便利な



こたえシート
かくすつき!

最新の
改正情報は



順次
公開!

はじめに

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなっています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに困惑しているのが現状ではないでしょうか。ところが、過去10年間の試験問題を仔細に分析・検討してみると、各科目とも、内容の類似した、極端な場合には全く同じ問題がくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかりと把握しておけば、ムダのない的を絞った学習が可能となるわけです。

以上のこと踏まえ本書は、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一問一答形式」にまとめました。ここ最近の択一式試験では、「組合せ問題」や正解の個数を選ばせる「個数問題」も出題されていますが、一問一答形式で学習を進めていけば、どのような出題方式にも対応しうる力をつけることができます。また、選択式問題では、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

さらに、本書の解説においては、過去問を「解く」だけでなく、あわせて確認しておきたい「ポイント」や「プラスα」の知識も充実させました。また、同シリーズの『合格テキスト』と併用していただくと、より学習効果が高まります。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって本試験に臨むことができるはずです。

受験生の皆さん方が本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2021年9月

TAC社会保険労務士講座
教材制作チーム一同

本書は、2021年9月9日現在において公布され、かつ、2022年本試験実施要項が発表されるまで施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2021年9月10日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2022年2月上旬より、小社ホームページにて「法改正情報」を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」
<https://bookstore.tac-school.co.jp>

本書の構成と効果的な活用法

本書の構成要素

令和3年度の本試験問題を各項目の冒頭に掲載し、最新の本試験傾向が把握しやすい構成となっています。

その他は年度に関係なく、同シリーズの『合格テキスト』にあわせた順に掲載しています。

【問題のレベル表示の見方】

★キホンマーク

★マークのある問題は、テキストを一読した直後に取り組みやすいキホン問題です。いきなり10年分は、ハードルが高いと感じる方は、まずはこのマークがある問題から進めていきましょう。

難問題マーク

この問題は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に進めていきましょう。

【出題年度と問題番号の見方】

全問、出題年度と問題番号つきです。年度マークの見方は次のとおりです。

H30-1A 平成30年の択一式、問1のA肢で出題

H30-選 平成30年の選択式で出題

※出題年度・問題番号に「改」と表示している問題は、法改正等により、一部改題が入っているものです。

なお、出題年度によって、年度マークを太字と細字で分けて表示しています。

令和3年～平成27年の直近7年分は太字で強調(例H30-1A)。さらにさかのぼった8～10年前の問題(平成26～24年)は細字(例H25-30)となっています。

※労働保険の保険料の徴収等に関する法律については、労働者災害補償保険法の問8～10、雇用保険法の問8～10に分けて出題されることから、以下のように表示しています。

H30-災8A 平成30年の択一式、労働者災害補償保険法、問8のA肢で出題

H30-雇8A 平成30年の択一式、雇用保険法、問8のA肢で出題

1 労働条件の原則、労働基準法の適用

最新問題

問題1

□□□

H27-1A

労働基準法第1条第2項にいう「この基準を理由として」とは、労働基準法に規定があることが決定的な理由となって、労働条件を低下させている場合をいうことから、社会経済情勢の変動等他に決定的な理由があれば、同条に抵触するものではない。

過去問

問題1

□□□

H26-1B

労働基準法は、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要な充たすべきものでなければならないとしている。

問題2

□□□

H26-1C

労働基準法は労働条件の最低基準を定めたものであり、この最低基準が標準とならないように、同法は、この最低基準を理由として労働条件を低下させることを禁止し、その向上を図るために努めることを労働関係の当事者に義務づけている。

問題3

□□□

H28-17

労働基準法第1条は、労働保護法たる労働基準法の基本理念を宣明したものであって、本法各条の解釈にあたり基本概念として常に考慮されなければならない。

過去問

問題1

□□□

H24-2A

障害給付金支給すべき身体障害の障害等級は、障害補償給付を支給すべき身体障害の障害等級と同じく、厚生労働省令で定める障害等級表に定めることによる。

問題2

□□□

H30-5A

厚生労働省令で定める障害等級表に掲げるものの以外の身体障害は、その障害の程度に応じて、同表に掲げる身体障害に準じて障害等級を定めることとされている。

問題3

□□□

H24-2B

業務災害による身体の部位の機能障害と、そこから派生した神経

症状が、医学的にみて一個の病像と把握される場合には、当該機能

障害と神経症状を括して一個の身体障害と評価し、その等級は重

い方の障害等級による。

解答 1 ○ 法 1 条 2 項、昭和63.3.1施行。設問の通り正しい。

解答 1 ○ 法 1 条 1 項。設問の

プラス a 労働者が人たるに値する生活をも含めて考えることとされている。

解答 2 ○ 法 1 条 2 項。設問の通り正しい。

Point 設問の規定(法 1 条 2 項)については、労働条件の低下が労働基準法の基準を理由としているか否かに墨点を書いて判断するものであり、社会経済情勢の変動等他に決定的由理由がある場合には、当該規定には準用しない。

プラス a 労働関係の当事者には、労働者及び使用者のみならず、労働組合及び使用者団体をもきむ。

解答 3 ○ 法 1 条、昭和22.9.13発基17号。設問の通り正しい。

解答 1 ○ 则18条の8.1項。設問の通り正しい。障害給付を支給すべき身体障害者の障害等級については、障害補償給付を支給すべき身体障害者の障害等級に関する規定(厚生労働省令で定める障害等級表)が準用されている。なお、複数事業労働者障害給付についても同様である。

解答 2 ○ 法15条1項、則14条4項。設問の通り正しい。なお、障害等級表は、労働能力の喪失の程度に応じて第1級から第14級までの14段階に区分されている。

解答 3 ○ 平成18.1.25基発0125002号、最も小昭和55.3.27玉名労働基準監督署長(障害等級決定取扱請求)事件。設問の通り正しい。設問のように、身体の部位ごとの機能障害とそこから派生した神経症状が医学的にみて一個の病像と把握される場合には、併合繩上げは行われず、当該機能障害と神経症状を包括して一個の身体障害と評価し、その等級は重い方の障害等級によるものとされている。

付属の「こたえかくすシート」で解答を隠しながら学習することができる、とても便利です。

【解答の見方】

TACの過去10の解答は、問題の論点をおさえるだけでなく、周辺知識のインプットも効果的に行えるよう、解説にとくにこだわっています。

Point 超重要な事項のまとめです。

プラス a 問題と一緒に確認しておきたい内容です。

まず1周目は、問題を解き、解答をあわせていくことに専念し、2周目以降は、解説を読みながら、知識の拡充をしていくください。



過去問検索索引

本書の索引は過去問の番号から該当頁の検索ができるように組み立てられています。解きたい問題がすぐに探し出せて便利です。

効果的な活用法

○受験経験のある方は、年度順に解きましょう！

- ① まずはR3～H27問題を解く（年度マークが太字の問題）
- ② 終わったらH26～24問題を解く（年度マークが細字の問題）
- ③ 間違えた問題を中心によく復習。同シリーズの『合格テキスト』も併用し、全体をマスターしましょう！

○初学者の方は、優先順位の高いものから順に解きましょう！

- ① ★マークのある問題から解く
- ② 次にマークなし問題を解く
- ③ ①②が確実に解けるようになったら●マークのある問題にチャレンジ！

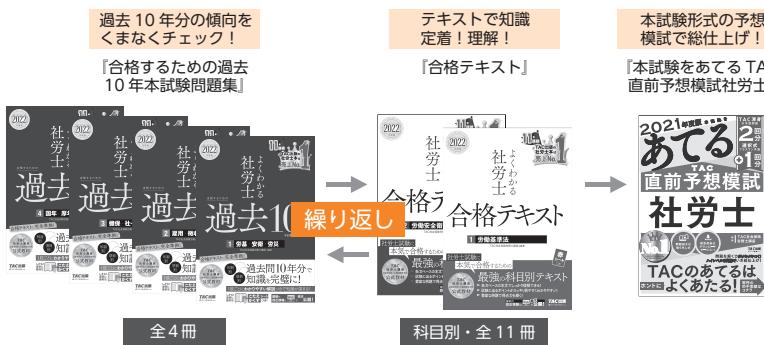
参考 学習スケジュールのイメージ

	～3月	4月～6月	7月、8月
受験経験者	R3～H27(太字)	H26～24(細字)	間違えた問題を中心に繰り返し演習
初学者	★問題	マークなし ●問題	

よくわかる社労士シリーズの活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。過去10年分の本試験傾向を網羅的につかめる『合格するための過去10年本試験問題集』と、条文ベースの本文で確実に理解することができる『合格テキスト』を中心としたシリーズ構成で、常に変化していく試験傾向にも柔軟に対応できる力を身につけていくことができます。

学習の流れ



社会保険労務士試験の概要

試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬(令和3年は4月19日～5月31日) ※郵送にて申込み(令和4年度より「オンライン手続」に変更予定)
試験日程	8月下旬(令和3年は8月22日)
合格発表	10月下旬(令和3年は10月29日)
受験料	15,000円

主な受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を卒業した者(専攻の学部学科は問わない)
行政書士となる資格を有する者

※詳細は「全国社会保険労務士会連合会試験センター」のホームページにてご確認ください。

試験形式

選択式	8問出題(40点満点(1問あたり空欄が5つ)) 解答時間は80分 文章中の5つの空欄に、選択肢の中から正解番号を選び、マークシートに記入します。
択一式	70問出題(70点満点) 解答時間は210分 5つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

合格基準

合格基準について、年度により多少の前後がありますが、例年総得点の7割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準との両方をクリアする必要があります。

参考 令和2年度本試験の合格基準

選択式：総得点25点以上、各科目3点以上(ただし、労務管理その他の労働に関する一般常識、社会保険に関する一般常識及び健康保険法は2点以上)

択一式：総得点44点以上、各科目4点以上

試験科目

科目名	選択式	択一式
労働基準法	2科目	7問
労働安全衛生法	混合問題で1問	3問
労働者災害補償保険法	1問	7問
雇用保険法	1問	7問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	なし	6問
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問	10問
社会保険に関する一般常識	1問	
健康保険法	1問	10問
厚生年金保険法	1問	10問
国民年金法	1問	10問

過去5年間の受験者数・合格者数の推移

年 度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
受験申込者数	51,953人	49,902人	49,582人	49,570人	49,250人
受験者数	39,972人	38,685人	38,427人	38,428人	34,845人
合格者数	1,770人	2,613人	2,413人	2,525人	2,237人
合格率	4.4%	6.8%	6.3%	6.6%	6.4%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは
「全国社会保険労務士会連合会試験センター」へ
<http://www.sharosi-siken.or.jp>

● C O N T E N T S ●

- はじめに／iii
- 本書の構成と効果的な活用法／iv
- よくわかる社労士シリーズの活用法／vi
- 社会保険労務士試験の概要／vi

1 健保(健康保険法)

1	目的等	4
2	権限の委任等	6
3	保険者の種類等	8
4	全国健康保険協会	8
5	健康保険組合	14
6	強制適用事業所及び任意適用事業所	22
7	適用事業所に関する届出	26
8	一般の被保険者等	28
9	任意継続被保険者等	44
10	被扶養者	50
11	資格の得喪の確認及び届出等	58
12	被保険者証等	62
13	報酬等の定義	66
14	標準報酬月額	68
15	定時決定	70
16	資格取得時決定	80
17	隨時改定	80
18	育児休業等終了時改定	86
19	産前産後休業終了時改定	88
20	任意継続被保険者等の標準報酬月額	88
21	標準賞与額	90
22	国庫負担等	92
23	保険料	94
24	保険料率	96
25	保険料の負担等	98
26	保険料の納付	104
27	調整保険料	112

28	滞納に対する措置等	112
29	保険医療機関及び保険薬局等	116
30	保険医及び保険薬剤師	120
31	指定訪問看護事業者	120
32	保険給付の分類・種類	122
33	療養の給付	124
34	入院時食事療養費	126
35	入院時生活療養費	128
36	保険外併用療養費	130
37	療養費	132
38	家族療養費	136
39	訪問看護療養費	140
40	家族訪問看護療養費	142
41	高額療養費	144
42	高額介護合算療養費	150
43	移送費及び家族移送費	152
44	傷病手当金	154
45	埋葬料、埋葬費及び家族埋葬料	164
46	出産育児一時金及び家族出産育児一時金	168
47	出産手当金	170
48	資格喪失後の給付	172
49	受給権の保護・併給調整等	182
50	給付制限・損害賠償との調整	186
51	日雇特例被保険者－保険者等・日雇特例被保険者	196
52	日雇特例被保険者－費用の負担等	196
53	日雇特例被保険者－保険給付	198
54	保健福祉事業	198
55	不服申立て	200
56	雑則等	200
57	総合問題	206
★	選択式	208

2 社一(社会保険に関する一般常識)

1	社会保険労務士法	232
2	国民健康保険法	250

3	船員保険法	260
4	高齢者の医療の確保に関する法律	268
5	介護保険法	282
6	児童手当法	298
7	確定拠出年金法	302
8	確定給付企業年金法	308
9	社会保険審査官及び社会保険審査会法	314
10	社会保障関係統計	318
11	社会保障制度	324
★	選択式	340

○過去問検索索引／360

1 健保 (健康保險法)

健康保険法

凡 例

法	→健康保険法
令	→健康保険法施行令
則	→健康保険法施行規則
指定省令	→保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令
社審法	→社会保険審査官及び社会保険審査会法
保険発	→保険局保険課長名通知
保発	→保険局長名通知
庁保発	→社会保険庁医療部長又は保険部長名通知
保文発	→民間に対して出す保険局長名通知
社発	→社会局長名通知
厚労告	→厚生労働省告示〔平成12年以前：労働省告示(労告)〕

健保：目次

1	目的等	4
2	権限の委任等	6
3	保険者の種類等	8
4	全国健康保険協会	8
5	健康保険組合	14
6	強制適用事業所及び任意適用事業所	22
7	適用事業所に関する届出	26
8	一般的の被保険者等	28
9	任意継続被保険者等	44
10	被扶養者	50
11	資格の得喪の確認及び届出等	58
12	被保険者証等	62
13	報酬等の定義	66
14	標準報酬月額	68
15	定期決定	70
16	資格取得時決定	80
17	隨時改定	80
18	育児休業等終了時改定	86
19	産前産後休業終了時改定	88
20	任意継続被保険者等の標準報酬月額	88
21	標準賞与額	90
22	国庫負担等	92

23	保険料	94
24	保険料率	96
25	保険料の負担等	98
26	保険料の納付	104
27	調整保険料	112
28	滞納に対する措置等	112
29	保険医療機関及び保険薬局等	116
30	保険医及び保険薬剤師	120
31	指定訪問看護事業者	120
32	保険給付の分類・種類	122
33	療養の給付	124
34	入院時食事療養費	126
35	入院時生活療養費	128
36	保険外併用療養費	130
37	療養費	132
38	家族療養費	136
39	訪問看護療養費	140
40	家族訪問看護療養費	142
41	高額療養費	144
42	高額介護合算療養費	150
43	移送費及び家族移送費	152
44	傷病手当金	154
45	埋葬料、埋葬費及び家族埋葬料	164
46	出産育児一時金及び家族出産育児一時金	168
47	出産手当金	170
48	資格喪失後の給付	172
49	受給権の保護・併給調整	182
50	給付制限・損害賠償との調整	186
51	日雇特例被保険者－保険者等・日雇特例被保険者	196
52	日雇特例被保険者－費用の負担等	196
53	日雇特例被保険者－保険給付	198
54	保健福祉事業	198
55	不服申立て	200
56	雑則等	200
57	総合問題	206
★	選択式	208

健保：択一式出題ランキング

1位 一般的被保険者等(39問)

2位 傷病手当金(26問)

給付制限・損害賠償との調整(26問)

1 目的等

最新問題

問題 1 被保険者又はその被扶養者において、業務災害(労災保険法第7
□□□ 条第1項第1号に規定する、労働者の業務上の負傷、疾病等をい
R3-9E う。)と疑われる事例で健康保険の被保険者証を使用した場合、保険
難者は、被保険者又はその被扶養者に対して、まずは労災保険法に基
づく保険給付の請求を促し、健康保険法に基づく保険給付を留保す
ることができる。

過去問

問題 1 被保険者が副業として行う請負業務中に負傷した場合等、労働者
□□□ 災害補償保険の給付を受けることのできない業務上の傷病等につい
H28-5D ては、原則として健康保険の給付が行われる。

問題 2 被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の
□□□ 役員としての業務(当該法人における従業員が従事する業務と同一
H26-2C であると認められるものに限る。)に起因する疾病、負傷又は死亡に
関しては、傷病手当金を含めて健康保険から保険給付が行われる。

問題 3 被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者
□□□ は、業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても
H30-10A 健康保険による保険給付の対象となる場合があるが、その対象となる
業務は、当該法人における従業員(健康保険法第53条の2に規定
する法人の役員以外の者をいう。)が従事する業務と同一であると認められるものとされている。

解答 1 ○ 法 1 条、平成25.8.14事務連絡。設問の通り正しい。

解答 1 ○ 法 1 条、平成25.8.14事務連絡。設問の通り正しい。業務上の傷病等であっても、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合には、原則として健康保険の給付対象とされる。

解答 2 ○ 法 1 条、法53条の 2、則52条の 2、平成25.8.14事務連絡。設問の通り正しい。被保険者又はその被扶養者が法人の役員であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務に起因する疾病、負傷又は死亡に関しては、健康保険の保険給付を行わないことを原則とするが、被保険者の数が 5 人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって、当該法人における従業員(法人の役員以外の者をいう。)が従事する業務と同一であると認められるものに起因する疾病、負傷又は死亡については、例外として、傷病手当金を含めて健康保険の保険給付の支給の対象としている。

解答 3 ○ 法53条の 2、則52条の 2。設問の通り正しい。

問題 4 犯罪の被害を受けたことにより生じた傷病は、一般の保険事故と同様に、健康保険の保険給付の対象とされており、犯罪の被害者である被保険者は、加害者が保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書を提出しなくとも健康保険の保険給付を受けられる。

2 権限の委任等

最新問題

問題 1 保険者は、社会保険診療報酬支払基金に対して、保険給付のうち、療養費、出産育児一時金、家族出産育児一時金並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に関する事務を委託することができる。

過去問

問題 1 厚生労働大臣は保険給付に関し必要があると認めるときは、事業主に対して立入検査等を行うことができる。この権限に係る事務は、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けたうえで、日本年金機構が行うことができるとされているが、全国健康保険協会がこれを行うことはできない。

問題 2 保険医又は保険薬剤師の登録及び登録取消に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任されている。

問題 3 全国健康保険協会管掌健康保険及び健康保険組合管掌健康保険について、適用事業所以外の事業所の任意適用の申請に対する厚生労働大臣の認可の権限は、日本年金機構に委任されている。

- 解答 4** ○ 法 1 条、平成23.8.9保保発0809第 3 号。設問の通り正しい。
設問にあるような誓約書は、医療保険の給付を行うために必要な条件ではないことから、提出がなくとも医療保険の給付は行われる。

- 解答 1** ○ 法205条の4,1項 1 号、則159条の7,1号。設問の通り正しい。

- 解答 1** ✗ 法204条 1 項19号、法204条の 5 、法204条の7,1項、法204条の8,1項。設問の権限に係る事務は、日本年金機構には委任されておらず、全国健康保険協会に委任されている。全国健康保険協会が当該事務を行うに当たっては、厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。なお、被保険者の資格、標準報酬、保険料に関する事業主に対しての立入検査等の厚生労働大臣の権限(健康保険組合に係る場合を除く。)に係る事務は、日本年金機構に委任されており、日本年金機構が当該事務を行うに当たっては、厚生労働大臣の認可を受ける必要がある。

- 解答 2** ○ 法64条、法81条、法205条、則159条 1 項 5 号の 2 。設問の通り正しい。

- 解答 3** ✗ 法31条、法204条 1 項 3 号カッコ書、法205条、則159条 1 項 3 号。健康保険組合管掌健康保険について、適用事業所以外の事業所の任意適用の申請に対する厚生労働大臣の認可の権限は、「地方厚生局長又は地方厚生支局長」に委任されている。なお、全国健康保険協会管掌健康保険について、適用事業所以外の事業所の任意適用の申請に対する厚生労働大臣の認可の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されている。

3 保険者の種類等

過去問

問題 1 全国健康保険協会管掌健康保険の特定適用事業所に使用される短

時間労働者が被保険者としての要件を満たし、かつ、同時に健康保
H30-8ウ
険組合管掌健康保険の特定適用事業所に使用される短時間労働者の
被保険者としての要件を満たした場合は、全国健康保険協会が優先
して、当該被保険者の健康保険を管掌する保険者となる。

※ 当該短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が同一の事業
所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の
3未満である者又は1か月間の所定労働日数が同一の事業所に
使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3
未満である者ということをいう。

問題 2 被保険者が同時に2事業所に使用される場合において、それぞれ

の適用事業所における保険者が異なる場合は、選択する保険者に対
H27-8A
して保険者を選択する届出を提出しなければならないが、当該2事業
所の保険者がいずれも全国健康保険協会であれば、日本年金機構
の業務が2つの年金事務所に分掌されていても届出は必要ない。

4 全国健康保険協会

最新問題

問題 1 全国健康保険協会は、(1)国債、地方債、政府保証債その他厚生労

働大臣の指定する有価証券の取得、(2)銀行その他厚生労働大臣の指
R3-2D
定する金融機関への預金、のいずれかの方法により、業務上の余裕
難
金を運用することが認められているが、上記の2つ以外の方法で
運用することは認められていない。

過去問

問題 1 任意継続被保険者の保険料の徴収に係る業務は、保険者が全国健

康保険協会の場合は厚生労働大臣が行い、保険者が健康保険組合の
H29-1C
場合は健康保険組合が行う。



解答 1 ✗ 法3条1項9号、法7条、(24)法附則46条1項、則1条の2,1項。設問の場合は、被保険者が、当該被保険者の保険を管掌する保険者を選択する。

解答 2 ✗ 法7条、則1条の2、則2条1項、4項。2以上の事業所の保険者が、いずれも全国健康保険協会である場合であっても、日本年金機構の業務が2以上の年金事務所に分掌されている場合は、届出を提出しなければならない。

解答 1 ✗ 法7条の33、令1条。設問の方法のほかに、「信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託」により運用することも認められている。後記過去問の問題13参照。

解答 1 ✗ 法5条2項、法155条。任意継続被保険者の保険料の徴収に係る業務は、保険者が全国健康保険協会の場合は、「全国健康保険協会」が行う。

問題 2 全国健康保険協会は、事務所の所在地の変更に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。
□□□
H24-47

問題 3 全国健康保険協会の常勤役員は、厚生労働大臣の承認を受けたときを除き、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
□□□
H29-1A



問題 4 全国健康保険協会(以下本問において「協会」という。)と協会の理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は代表権を有しない。この場合には、協会の監事が協会を代表することとされている。
□□□
R元-1A



問題 5 全国健康保険協会の運営委員会の委員は、9人以内とし、事業主、被保険者及び全国健康保険協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命することとされており、運営委員会は委員の総数の3分の2以上又は事業主、被保険者及び学識経験を有する者である委員の各3分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができないとされている。

問題 6 全国健康保険協会の理事長、理事及び監事の任期は3年、全国健康保険協会の運営委員会の委員の任期は2年とされている。
□□□
R元-1D改



問題 7 全国健康保険協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに運営委員会を設け、当該支部における業務の実施について運営委員会の意見を聞くものとする。
□□□
H26-1D



解答 2 ○ 法 7 条の6,2項、3項、則 2 条の3,1号。設問の通り正しい。
全国健康保険協会の定款の変更については、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じないが、事務所の所在地の変更等に係る定款の変更については、厚生労働大臣の認可を要せず、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。

解答 3 ○ 法 7 条の15。設問の通り正しい。全国健康保険協会の業務は、健康保険組合に加入しない適用事業所の被保険者を管掌し、特定の業種の利益に偏らない業務運営が求められることから、常勤の役員が、営利企業の役員等を兼業することや、報酬を得て事業に従事することを制限している。

解答 4 ○ 法 7 条の16。設問の通り正しい。

プラス
α

協会には、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人が置かれる。

解答 5 ○ 法 7 条の18,2項、則 2 条の4,5項。設問の通り正しい。

解答 6 ○ 法 7 条の9、法 7 条の12,1項、法 7 条の18,3項。設問の通り正しい。

解答 7 ✗ 法 7 条の21,1項。設問の「運営委員会」は、正しくは「評議会」である。全国健康保険協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聞くものとされている。

プラス
α

事業主(被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。)及び被保険者の意見を反映させ、全国健康保険協会の業務の適正な運営を図るため、全国健康保険協会に運営委員会を置くものとする。

問題8 全国健康保険協会(以下「協会」という。)の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月31日までに完結し、作成した財務諸表に、事業報告書等を添え、監事及び会計監査人の意見を付けて、決算完結後2か月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

問題9 全国健康保険協会は、毎事業年度、財務諸表を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書を添え、監事及び厚生労働大臣が選任する会計監査人の意見を付けて、決算完結後2か月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

問題10 厚生労働大臣は、全国健康保険協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならず、この評価を行ったときは、遅滞なく、全国健康保険協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

問題11 全国健康保険協会の短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならないが、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。この借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

問題12 全国健康保険協会は、毎事業年度において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額の1事業年度当たりの平均額の3分の1に相当する額までは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。なお、保険給付に要した費用の額は、前期高齢者納付金(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)を含み、国庫補助の額を除くものとする。

解答8 ○ 法7条の25、法7条の28,1項、2項。設問の通り正しい。

プラス
a

監事は、厚生労働大臣が任命する。また、会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。

解答9 ○ 法7条の28,2項、法7条の29,2項。設問の通り正しい。なお、全国健康保険協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の**5月31日**までに完結しなければならない。

解答10 ○ 法7条の30。設問の通り正しい。

解答11 ○ 法7条の31,2項、3項。設問の通り正しい。

解答12 ✗ 法160条の2、令46条1項。設問前段の「3分の1」は、正しくは「12分の1」であり、設問後段の「前期高齢者納付金」は、正しくは「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金」である。なお、設問文1行目の「毎事業年度」は、厳密には「毎事業年度末」である。

問題13 全国健康保険協会は業務上の余裕金の運用に関して、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないという定めに基づき、信託業務を営む金融機関への金銭信託を行うことは認められていない。

問題14 全国健康保険協会が業務上の余裕金で国債、地方債を購入し、運用を行うことは一切できないとされている。

H30-1ウ



問題15 全国健康保険協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供したときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。

問題16 厚生労働大臣は、全国健康保険協会の財務及び会計その他全国健康保険協会に関し必要な事項について厚生労働省令を定めようとするときは、あらかじめ全国健康保険協会の運営委員会に協議しなければならない。

5 健康保険組合

最新問題

問題 1 健康保険組合は、適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者及び特例退職被保険者をもって組織する。

R3-3C



問題 2 健康保険組合がその設立事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の 2 分の 1 以上の同意を得なければならない。



解答13 ✗ 法7条の33、令1条3号。信託業務を営む金融機関への金銭信託を行うことは認められている。

プラス
α

全国健康保険協会の業務上の余裕金の運用は、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならないとされており、次の①～③の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならないとされている。

- ①国債、地方債、政府保証債その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- ②銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
- ③信託業務を営む金融機関への金銭信託

解答14 ✗ 法7条の33、令1条1号。全国健康保険協会が業務上の余裕金で国債、地方債を購入し、運用を行うことはできるとされている。**解答13** プラスα参照。

解答15 ✗ 法7条の34。全国健康保険協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、「厚生労働大臣の認可を受け」なければならない。

解答16 ✗ 法7条の41、法7条の42,2号。設問の場合は、あらかじめ「財務大臣」に協議しなければならない。

解答1 ✗ 法8条。健康保険組合は、適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者及び「任意継続被保険者」(特定健康保険組合である場合には、これらに加えて特例退職被保険者)をもって組織する。

解答2 ○ 法25条1項。設問の通り正しい。

問題 3 健康保険組合が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に対し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

問題 4 健康保険組合は、組合債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、組合債の金額の変更(減少に係る場合に限る。)又は組合債の利息の定率の変更(低減に係る場合に限る。)をしようとするときは、この限りではない。

過去問

問題 1 健康保険組合の設立の認可に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任されている。
H27-7A

問題 2 健康保険組合の設立を命ぜられた事業主が、正当な理由がなくて厚生労働大臣が指定する期日までに設立の認可を申請しなかったとき、その手続の遅延した期間、その負担すべき保険料額の2倍に相当する金額以下の過料に処する旨の罰則が定められている。

問題 3 健康保険組合は、規約に定めてある事務所の所在地を変更したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出て認可を受けなければならない。
H24-4I

問題 4 健康保険組合の理事の定数は偶数とし、その半数は健康保険組合が設立された適用事業所(以下「設立事業所」という。)の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。理事のうち1人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、事業主が選定する。
R元-1C
難

解答 3 ○ 法26条3項。設問の通り正しい。

解答 4 ○ 令22条1項、則11条。設問の通り正しい。後記[過去問]の問題10参照。

解答 1 ✗ 法205条、則159条1項。健康保険組合の設立の認可に係る厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任されていない。

解答 2 ○ 法218条。設問の通り正しい。

解答 3 ✗ 法16条2項、3項、則6条1号。設問の場合には、厚生労働大臣に「届け出て認可を受ける」のではなく、厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。健康保険組合の規約の変更については、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないが、事務所の所在地の変更等に係る規約の変更については、厚生労働大臣の認可を要せず、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。

解答 4 ✗ 法21条2項、3項。設問の前段は正しいが、設問の後段については、「事業主が選定する」のではなく、「理事が選挙する」。

問題5 健康保険組合の組合会は、理事長が招集するが、組合会議員の定数の3分の2以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して組合会の招集を請求したときは、理事長は、その請求のあった日から30日以内に組合会を招集しなければならない。

問題6 健康保険組合は、毎年度、事業計画及び予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

H24-41

問題7 健康保険組合は、予算超過の支出又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けなければならないが、この予備費は、組合会の否決した使途に充てることができない。



問題8 健康保険組合は、毎年度終了後6か月以内に、厚生労働省令に定めるところにより、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

問題9 健康保険組合は、支払上現金に不足を生じたときは、準備金に属する現金を繰替使用し、又は一時借入金をすることができるが、この繰替使用した金額及び一時借入金は、やむを得ない場合であっても、翌会計年度内に返還しなければならない。

問題10 健康保険組合は、組合債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならないが、厚生労働省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。健康保険組合は、この厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

問題11 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の3分の2以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。



解答5 法30条、令7条1項。設問の「3分の2以上」は正しくは「3分の1以上」であり、「30日以内」は正しくは「20日以内」である。

解答6 法7条の27、法30条、令16条1項。毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならないのは、「全国健康保険協会」である。「健康保険組合」は、毎年度、収入支出の予算を作成し、当該年度の開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならないとされている。

解答7 法30条、令18条。設問の通り正しい。

解答8 法30条、令24条1項。設問の通り正しい。

解答9 法30条、令21条。繰替使用した金額及び一時借入金は、「当該会計年度内」に返還しなければならない。

解答10 法30条、令22条。設問の通り正しい。なお、厚生労働大臣の認可を受けることを要しない軽微な変更とは次の事項に係る変更である。

- ①組合債の金額(減少に係る場合に限る。)
- ②組合債の利息の定率(低減に係る場合に限る。)

解答11 法23条1項。設問中「3分の2以上」は、正しくは「**4分の3以上**」である。

執筆者

健保(健康保険法) 織井 妙子
社一(社会保険に関する一般常識) 小泉 悟

2022年度版 よくわかる社労士
合格するための過去10年本試験問題集3 健保・社一

発行日 2021年10月10日
初版発行
編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）
発行者 多田敏男
発行所 TAC株式会社 出版事業部 （TAC出版）
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492
FAX 03-5276-9674
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09891P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。